

第271回山形県開発審査会議事録

1 日 時

平成30年3月22日(木) 13時30分から14時10分まで

2 場 所

県庁10階 1002会議室

3 出席委員 小山委員、鈴木委員、三浦委員、向田委員

4名

欠席委員 井上委員、國井委員、今田委員

3名

4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、松葉都市計画課長があいさつした。

5 開会

山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、小山会長が議長となった。

6 議 事

(議 長)

始めに、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。向田委員、三浦委員にお願いいたします。

(議 長)

今回の議事は、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可案件1件でございます。案件の公開・非公開の別については、公開することにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案開発許可案件について、事務局の説明をお願いいたします。

(事 務 局)

(村山総合支庁建築課 仁科主査が説明)

(議 長)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

(鈴木委員)

グループホームのことについて少し教えてください。今の定員は5名ですが、これを定員7名にするというのは、上山の障がい福祉計画によるものでしょうか。

(事務局)

今お配りしております資料は29年度までの第4期の計画ですが、30年度から新たな計画が始まりまして、こちらのサービス見込量として2名増員としており、県の障がい福祉課の方に報告しております。

(鈴木委員)

それで定員7名になるということですね。

今の入所者の方の年齢は何歳くらいなのでしょうか。

(事務局)

年齢は、50代の方が4名と20代の方が1名ということです。

(鈴木委員)

資料3ページの開発行為の目的・申請の経緯の2行目に、「上山東町地内で平成5年より生活介護及び就労継続支援事業(各定員10名、25名)」とあるのですが、これはどういうことですか。

(事務局)

今東町にある事業所では、重度の障がいのある方の生活介護と、一般就労は難しいがそれを目指して作業をしている方の就労継続支援事業とを行っております。今回入居される方は就労継続支援事業をこの事業所で行っている方になります。

(議長)

生活介護の定員が10名で、就労継続支援事業の定員が25名ということですね。

(事務局)

その通りです。建物としては多機能事業所としてひとつで、部屋が分かれて

いるというものです。

(三浦委員)

市道の盛土部分の工事は、市の方でされるのですか。

(事務局)

工事としては、今回の開発工事とともに開発事業者が行う予定です。その施工承認を上山市でしているということになります。

(議長)

では他に御意見、御質問等が無ければ、本件につきまして、許可相当とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

(議長)

次に報告案件に進みます。

報告第1号の山形県開発審査会への事後報告案件については、個人のプライバシーに関するものなので、非公開といたします。

それでは、報告第1号の山形県開発審査会への事後報告案件について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 菅原主事が報告)

(議長)

以上の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

(議長)

無ければ続いて、報告第2号の山形県開発審査会提案基準改正の検討状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木行政主査が報告)

(議長)

以上の報告につきまして、何か御意見、御質問等があれば出していただきました

いと思います。

(向田委員)

確認したいのですが、改正検討案3ページの下線部の後に「農業委員会がその就農状況、営農形態等を総合的に判断し、農業者として認めたもの」とありますが、農業委員会等に関する法律によってこのような手続きがあるということですか。

(事務局)

農業委員会の判断につきましては、農業委員会の方で経営証明、耕作証明という証明書を出しております。これらは法律に基づく証明書ではないのですが、各種許認可等の手続きで、農地等が大変厳しくなっておりますので、その手続きがスムーズに進むように各農業委員会の判断で出している証明書です。その証明書を農業委員会の判断として、この提案基準1の際にも出していただくという運用を今までもしておりますので、これを残し、同様の運用をしていきたいと考えております。

(向田委員)

農業を営んでいることを証明する、といった文章になっているのですか。

(事務局)

農業委員会によって取り扱いは若干違うのですが、おおむね10アール以上の自作地を持っている場合、証明をしていると農業委員会からは聞いております。

(向田委員)

具体的にはどういうことを証明することになっているのですか。

(事務局)

自作地として農業経営を行っているということです。自ら耕作をしている農業者、として10アール以上やっているという証明になります。

(向田委員)

どこの農業委員会にもそういう制度はあるのですか。

(事務局)

すべての農業委員会にございます。

(向田委員)

農地を借りている場合はどうなりますか。

(事務局)

農地法第3条等で正式に賃貸借権を設定して耕作している場合は、自作としてカウントされるという取り扱いになっているそうです。

(向田委員)

所有地が6アール、借りているのが6アール、合計12アールだとしても証明書が出るのですか。

(事務局)

あくまでも農業経営ですので、きちんと賃貸借権を設定してあれば自作地としてカウントされます。

(向田委員)

イメージ的には自分の土地をあげるというイメージだったのですが、例えば、12アールを全部借りて耕していても、農家からの独立住宅にあたるということですか。それは以前からそういう運用だったということですか。

(事務局)

こちらの提案基準1は平成27年に一度改正しているのですが、それ以前も、経営耕作面積ということで自己所有地と、賃貸借権を正式に設定している耕作地を含めまして、運用しております。

(向田委員)

資料2ページの、国土交通省の運用指針では、「自己の土地を所有しつつ継続して生活の本拠を有する農家世帯に…」とあるのですが。

(事務局)

分家住宅を建てる土地については、自己所有地だということです。

(向田委員)

農地の場合は自己所有地でなくともいいということですか。

(事 務 局)

農業経営を証明するための経営地としては、自己所有地と借りている部分を含めてもかまわないということです。

(向田委員)

家を建てる土地については自分のものでなければいけないが、農地に関しては借りている土地であっても、農業をずっとやっていくために正式に借りているのであれば、農家として分家する可能性はあるという整理ですね。

(事 務 局)

そのような整理をお願いします。

(議 長)

他に何かございませんか。無いようですので、これをもって本日の議事・報告はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(閉会 14:10)